

第18回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年 1月10日(木) 午後3時00分から5時00分

2. 開催場所 甲賀市役所 301会議室

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 17名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	高井 啓
副会長(会長職務代理者)	18	田畑 啓之助	委員	10	倉田 一良
委員	1	小倉 剛	委員	12	伴 慎也
委員	2	瀧井 和雄	委員	13	寺田 勝典
委員	3	川村 克己	委員	14	林 廣美
委員	4	西田 くみ子	委員	15	福永 甚藏
委員	6	葛原 準子	委員	16	林田 清光
委員	7	吉田 新太郎	委員	17	服部 嘉子
委員	8	森地 隆照			

5. 欠席委員 2名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
委員	5	山下 年数	委員	11	中川 講一

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席1番 小倉 剛 委員
議席2番 瀧井 和雄 委員

8. 総会日程

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第85号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第86号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第87号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第88号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第89号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 議案第90号 農地利用最適化推進施策に関する意見書(案)について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

6) 報告事項

- 副会長報告事項
- 広報編集委員会報告事項
- 女性農業委員報告事項
- 事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者 4名

事務局長	西出	幸司
局長補佐	松井	章
局長補佐(農地係長)	宿谷	辰夫
農政係長	石山	善栄

10. 会議の概要

- 事務局長 只今より、第18回甲賀市農業委員会総会を開会いたします。
携帯電話については、電源をお切りいただくかマナーモードをお願いします。
まず初めに、甲賀市市民憲章のご唱和をお願いします。
- 全 員 【市民憲章唱和】
- 事務局長 それでは、開会にあたり北田会長がご挨拶を申し上げます。
- 会 長 【新体制になり2年目を迎えているが、一定の成果には結びついていない状況】
【農林水産業・地域の活力創造プランが改訂され、農業委員会の重要性がより増している】
【本市においても、決意新たに取り組んでまいり所存】
【綱紀の保持の徹底について】
- 事務局長 北田会長、ありがとうございました。
それでは、これより議事となりますので、総会会議規則 第7条第1項の規定により、
会長に議事の進行をお願いいたします。
- 議 長 それでは、私の方で議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則 第6条の規定による本日の欠席委員は、議席5番 山下年数委員、
議席11番 中川講一委員の2名で、遅参、早退の届出はありません。
よって、本総会の出席委員は17名で、法定定足数である過半数に達しておりますので
開会を宣言します。
- 続きまして、総会会議規則 第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名
させていただきます。
議席順に、議席1番 小倉剛委員と、議席2番 瀧井和雄委員を指名いたします。
どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 議 長 最初に、議案第85号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議
題といたします。
まず、3条調書 整理番号20番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 譲渡人は、高齢で後継者もおらず耕作が行えなくなりました。また、譲受人は申請地の
隣接地に事務所を構えられており、以前から草刈等の管理を行われていました。
今回合意に至り、売買による所有権移転申請を行われました。
譲受人は法人としてではなく個人として取得し、申請地で野菜を耕作されます。
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 議 長 ありがとうございました。
整理番号20番につきましては、議席16番 林田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 1 2 月 3 日に池本推進委員と共に現地を確認し、許可相当と判断しました。

議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号 2 番 池本推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 申請地の横に、譲受人の経営する法人の事務所があります。
これまでは休耕となっていましたが、譲受人が草刈り等の管理をしておられました。
譲渡人は後継者もないため売却されることとなりました。
周辺農地への影響もありませんので、妥当だと判断しました。

議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号 2 0 番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 2 0 番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議 長 続きまして、整理番号 2 1 番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 譲渡人は市外在住で耕作が困難であることから、親戚で申請地の近くにお住まいの
譲受人に相談され、売買による所有権移転申請を行われました。
譲受人は水稻、野菜及び茶を耕作されており、申請地では野菜を耕作されます。
なお、共有名義人として譲渡人以外の方が 3 分の 1 ほど権利を持っていますが、
現在の法定相続人は不明であり、耕作はすべて譲受人が行われます。
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号 2 1 番につきましては、議席 1 8 番 田畑委員から説明をお願いいたします。

担当農委 譲渡人と譲受人は親戚で、本家と分家の関係です。
譲渡人は高齢で、後継者も市外に移住されているため、耕作が困難な状況です。
そこで譲受人に相談されたところ、合意に至り売買されることとなりました。
譲受人は引き続き野菜を栽培されます。
1 2 月 5 日に綾戸推進委員と共に現地を確認し、許可相当と判断しました。

- 議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号17番 綾戸推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読説明をお願いします。
- 事務局 譲渡人は高齢であり、市外在住のため申請地の管理に困っておられました。
今回、親戚である譲受人が売買により引き継がれることになりました。
また、申請地は譲受人の自宅に近く、管理上も最適と考えられるので、何ら問題なく許可相当と考えます。
- 議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委員 **【異議なしの声】**
- 議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号21番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 **【挙手全員】**
- 議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号21番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議長 続きまして、整理番号22番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 譲渡人は高齢のため耕作が行えなくなったことから、現在申請地の草刈等の管理を行っている譲受人に相談し、売買による所有権移転申請を行われました。
譲受人は、将来的に申請地に隣接する空き家への移住をお考えです。
譲受人は水稻及び野菜を耕作されていますが、申請地では果物を栽培されます。
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 議長 ありがとうございます。
整理番号22番につきましては、議席9番 高井委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 譲受人は現在信楽町長野にお住まいですが、元々は申請地の近くにお住まいでした。
申請地は不耕作地ですが、今後はお茶を栽培されます。
現地確認は11月28日に行いました。
- 議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号41番 大平推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。
- 担当推委 申請地は耕地整備が行われていない周辺農地です。
地域農業の振興に何ら影響を与えないと思われまます。

- 議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委員 【異議なしの声】
- 議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号22番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号22番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議長 続きまして、整理番号23番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 譲受人は隣接する農地を所有する譲渡人に相談され、所有権移転申請を行われました。
譲受人は水稻、野菜及び茶を耕作されており、申請地では野菜を栽培されます。
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 議長 ありがとうございます。
整理番号23番につきましては、議席19番 私、北田からご説明いたします。
- 担当農委 譲受人は最適化推進委員であり、不耕作地の解消につながるので喜んでおります。
何ら問題はなく、許可相当と判断しました。
- 議長 続いて、区域番号43番 植西推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。
- 担当推委 何ら問題ないと考えます。
- 議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員より説明いたしました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委員 【異議なしの声】
- 議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号23番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号23番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

- 議 長 続きまして、議案第 8 6 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
整理番号 2 3 番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は農用地区域内にある農地のため原則許可できませんが、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供する場合は例外的に許可が可能です。
申請者は材木商も営んでおられ、木材の出荷先が 9 月に発生した台風に被災したため、申請地を一時的な木材保管場所とされます。
特に地面を触ることはなく、転用期間としては 2 0 2 2 年 1 月までの 3 年間です。
雨水は自然浸透により処理されるため、周辺農地への被害はないものと考えられます。
- 議 長 ありがとうございます。
整理番号 2 3 番につきましては、議席 1 9 番 私、北田からご説明いたします。
- 担当農委 一時的に資材置場とされます。
進入路となる橋の幅員が非常に狭いため、資材は人力で運搬されます。
期間終了後は再び農地として利用されますし、周辺農地への影響もありません。
- 議 長 続いて、区域番号 4 3 番 植西推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。
- 担当推委 何ら問題ないと考えます。
- 議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員より説明いたしました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号 2 3 番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 2 3 番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議 長 続きまして、議案第 8 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
最初に、整理番号 5 7 番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

- 事務局 申請地は、団地の規模が概ね10ha未満の区域内の農地転用が可能な第2種農地です。譲受人は、クリーンエネルギーの供給に寄与したいと太陽光発電事業を検討されました。申請地はやや高台にあるため日当たりが良く、適地と判断されました。なお、父親名義の土地であり使用貸借での申請となります。計画によると、ほぼ現状の地盤高のまま、太陽光パネル162枚、49.5kWを打ち込み鋼管により設置し、パワーコンディショナー5台を設置されます。雨水は敷地内の自然浸透により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。
- 議長 ありがとうございます。
整理番号57番につきましては、議席14番 林委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 申請地は不耕作地であり、管理が大変だとして太陽光発電に転用されます。現地を確認し、支障がないと判断しました。
- 議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号15番 福井推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。
- 担当推委 申請地は構造改善からも外れていて、下部が湿地化していて上部は法面です。周辺の方にも確認しましたが、問題ないとのことでした。
- 議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委員 **【異議なしの声】**
- 議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号57番について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 **【挙手全員】**
- 議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号57番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議長 続きまして、整理番号58番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は、団地の規模が概ね10ha未満の区域内の農地転用が可能な第2種農地です。譲受人は再生エネルギー事業を社業の一つとされており、事業拡大のため土地を探しておられたところ、譲渡人と折り合いが付き、売買して転用申請されるものです。計画によると、ほぼ現状の地盤高のまま、太陽光パネル272枚、49.5kWを打ち込み鋼管により設置され、パワーコンディショナー5台を設置されます。雨水は敷地内の自然浸透により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

- 議長 ありがとうございます。
整理番号58番につきましては、議席7番 吉田委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 申請地は50年以上耕作されていません。
雨水が周辺農地へ流出することもないため、許可相当と考えました。
- 議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号19番 松下推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。
- 担当推委 申請地は、私も知る限り40年以上不耕作です。
周辺の農地や民家へは何ら影響がなく、許可相当と思います。
- 議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委員 **【異議なしの声】**
- 議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号58番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 **【挙手全員】**
- 議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号58番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議長 続きまして、整理番号59番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は、団地の規模が概ね10ha未満の区域内の農地転用が可能な第2種農地です。
譲受人は再生エネルギー事業を社業の一つとされており、条件に合う土地を探しておられたところ、2名の譲渡人と折り合いが付き、賃貸借して転用申請されるものです。
計画によると、地盤改良や整地を施され、太陽光パネル1,950枚、495.0kWを打ち込み鋼管により設置し、パワーコンディショナー15台を設置されます。
雨水は敷地北側に排水路を設置して既存の集水枡へと放流され、また自然浸透も可能な土地であることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。
また、本日欠席の山下委員から、意見をいただいておりますので朗読します。
申請地は長期間耕作されておらず、今後もその見込みがないことから、太陽光発電施設として利用される方が適当と考えられ、申請は妥当だと判断しました。
- 議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号23番 瀬古推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。
- 担当推委 申請地は県道沿いで、日当たりも良く、太陽光発電には適していると思います。
排水も問題ないので、周辺農地への影響もないと考えます。

- 議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委員 【異議なしの声】
- 議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号59番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号59番については原案のとおり可決し、許可相当とします。
なお、面積が3,000㎡を超えるため県農業会議の審議が必要となりますので、県農業会議へ諮問いたします。
- 議長 続きまして、整理番号60番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。
譲受人は譲渡人の孫で、現在は市外の賃貸アパートに家族3人でお住まいですが、将来のことを考慮し実家の隣の土地に一戸建て住宅の建設を計画されました。
計画によると、ほぼ現状の地盤高で延床面積107㎡の2階建一般住宅を建設されます。
汚水は公共下水道に接続、雨水は市道の既設側溝を利用し放流されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えます。
- 議長 ありがとうございます。
整理番号60番につきましては、議席15番 福永委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 11月30日に現地を確認しました。
周囲には場もありませんので、雨水等の影響がないと判断しました。
- 議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号36番 田中推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。
- 担当推委 申請地の隣地に実家があり、3世代が同一敷地内で暮らす計画となっています。
地域としても非常にありがたい話だと思っています。
- 議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号60番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号60番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きまして、議案第88号「農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
なお、議席3番 川村委員におかれましては「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限規定により、当案件の審議の間、退席を求めます。

【川村委員 退席】

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定は5件です。
借手、貸手、利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等につきましては、利用権設定等の明細のとおりです。
設定する利用権の種類について、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数4名、借り手は実人数4名、面積は14,186㎡となります。
次に、所有権移転の合計の売り手および買い手の人数は1名で、面積は957㎡です。
また、借り手・買い手の経営状況につきましては、13ページの一覧のとおりです。
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。
只今、事務局より説明がありました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、議案第88号について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、議案第88号については、原案のとおり可決し、本日付けをもって市へ決定する旨の通知をします。

それでは、川村委員の入室、着席を求めます。

【川村委員 入室・着席】

議長 続きます。議案第89号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 農地利用最適化推進委員の欠員に伴い、11月に追加募集を行いましたところ、団体推薦により1名の応募がありました。
それに伴って、甲賀市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、厳正に評価していただいた結果、谷川喜代司氏を候補者として決定しました。
つきましては、農業委員会等に関する法律 第17条第1項により農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、ご審議をいただくものです。
なお、任期は委嘱の日から平成32年7月19日までです。

議長 ありがとうございます。
只今、事務局より説明がありました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、議案第89号について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、議案第89号については、原案のとおり可決し、本日付けをもって農地利用最適化推進委員に委嘱します。

議長 続きます。議案第90号「農地利用最適化推進施策に関する意見書（案）について」を議題といたします。
今年度は、2回の意見書検討委員会と各地域ブロック会議で、意見内容についての検討を行い、その後、役員会で最終確認して、本日提示させていただきました。
それでは、事務局から内容について説明をお願いします。

事務局 【担当者朗読説明】

議長 ありがとうございます。
只今、事務局より説明がありました意見書については、この案で提出したいと考えておりますが、ご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、議案第90号について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第90号については、原案のとおり可決します。
なお、甲賀市長への意見書の提出については、1月28日に行う予定です。

議 長 続きまして、報告案件に入ります。
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」事務局の報告を求めます。

事務局 今月の農地法第5条の届出内容は分譲宅地1件、太陽光発電施設2件、駐車場1件の計4件で、譲受人・譲渡人の住所・氏名、転用する土地の所在・地目・転用面積等につきましては調書のとおりです。

議 長 ありがとうございました。
報告案件は以上であります。特にご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 特にご質問等もございませんので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。
なお、推進委員さんにおかれましては、ここでご退席いただいても結構ですが、せっかくの機会ですので、何かご意見がございましたらお伺いいたします。

特にご意見等もないようですので、ここで一旦、休憩を取りたいと思います。
ご退席いただく推進委員さんにおかれましては、本日はどうもありがとうございました。

【休憩】

- 議長 それでは会議を再開し、これより報告事項に入ります。
最初に、**報告事項 1 の「副会長報告事項」**について、お願いいたします。
- 副会長 **【委員農地パトロールの結果について】**
【国際通商交渉から地域・くらしを守るつどいについて】
- 議長 続きまして、**報告事項 2 の「広報編集委員会報告事項」**について、葛原副委員長より
お願いいたします。
- 葛原委員 **【第 2 回広報編集委員会の結果について】**
- 議長 続きまして、**報告事項 3 の「女性農業委員報告事項」**について、西田委員よりお願い
いたします。
- 西田委員 **【東海・近畿ブロック女性農業委員研修会について】**
- 議長 続きまして、**報告事項 4 の「事務局報告事項」**について、お願いいたします。
- 事務局 **【前回総会から次回総会までの経過と予定について】**
【農地法第 18 条第 6 項報告及び利用権設定満了報告について】
【甲賀地域農業者のつどいについて】
【第 19 回総会について】
- 議長 ありがとうございます。報告事項は以上です。
それではここで、皆様方より総会全体を通して、何かご意見・ご質問等が
ございましたら、お伺いいたします。
- 議長 特にご質問等もございませんので、以上をもちまして本総会の議事は、全て終了しました。
ご審議いただき、ありがとうございました。
- 事務局長 それでは、第 18 回甲賀市農業委員会総会の閉会にあたりまして、
田畑副会長より閉会のご挨拶を申し上げます。
- 副会長 **【閉会挨拶】**